

事務連絡
令和7年9月26日

公益財団法人日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

最低賃金の引上げに関する支援の拡充について

令和7年9月5日までに、最低賃金について、全ての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられました。それらの結果、先月中央最低賃金審議会で取りまとめた目安6.0%を大幅に上回る6.3%、引上げ額は過去最大の66円となり、全国加重平均は1,121円となりました。

その上で、9月5日、石破内閣総理大臣からは、賃上げに努力いただいている中小企業・小規模事業者の皆様いきめ細かい支援を行うべく、各業界の所管省庁が一体となり、周知広報を徹底するとともに、国民の皆様の安心に向けた賃上げの環境整備に今後とも最大限努力する旨、ご発言がありました。

最低賃金の引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（いずれも令和7年6月13日閣議決定）に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の中で、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今般は、その一環として、生産性向上の支援策を強化します。

具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講ずることとします。

- ① [業務改善助成金（厚生労働省）](#)
- ② [ものづくり補助金（経済産業省）](#)
- ③ [IT導入補助金（経済産業省）](#)
- ④ [中小企業省力化投資補助金（一般型）（経済産業省）](#)

以下の資料もご参照ください。

[「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充](#)

貴団体におかれましては、所属する会員等に対して上記支援策の周知を行っていただけますと幸いです。

なお、助成金及び補助金に関する質問については、各リーフレットに記載の連絡先までお問合せいただけますと幸いです。

さらに、今回これらの措置に加え、既存施策などをまとめたパンフレット等について中小企業庁・厚生労働省にて作成し、9月9日に公表されましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、個別の支援策に関する質問については、別添パンフレットに記載の連絡先までお問合せいただきますようお願いいたします